

和歌山県農林水産関係試験場科学研究費補助金等による研究実施規程

和歌山県知事

平成21年2月3日 制定
平成21年4月1日 改正
平成22年4月1日 改正
平成24年4月1日 改正
平成30年12月12日 改正
令和2年1月29日 改正
令和6年4月1日 改正

(目的)

第1条 この規程は、試験場等に所属する研究員が行う研究のうち、科学研究費補助金及びその他の競争的資金等の公募型の研究資金（以下「補助金」という。）による研究の実施に関し必要な事項を定めることにより、研究の成果を上げるとともに、その普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「試験場等」とは、農業試験場、農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場、果樹試験場かき・もも研究所、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場、畜産試験場養鶏研究所、林業試験場及び水産試験場をいう。

2 この規程において「研究員」とは、研究活動を行うことを職務に含む者として試験場等に所属し、研究活動に実際に従事する全ての者をいう。

(研究計画の策定)

第3条 研究員が補助金による研究を行う場合は、自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究員は、国又は独立行政法人等が定める様式に従った研究計画調書を作成し、所属する試験場等の長（以下「場所長」という。）の了承を得たのち、研究推進課長に当該調書を提出するものとする。

(研究の実施)

第4条 研究員は、補助金による研究を行う場合は、試験場等の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第5条 研究員が補助金により行った研究については、他の規程にかかわらず、当該研究の研究成果について公表することができる。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条 補助金による研究を行う研究員は、補助金の制度に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、場所長並びに研究推進課長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第7条 補助金の研究計画調書の取りまとめは研究推進課、補助金の経理管理等の事務は、研究員が所属する試験場等の副場長又は副所長が所掌する。

(法令等の遵守)

第8条 試験場等及び研究員は補助金による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに国又は独立

行政法人等が定める各種の補助金に関するルールを遵守するものとする。

附 則

この規程は、平成21年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。